

「宇都宮市自治基本条例を考える会議」第 1 分科会検討資料

<目次>

1 - 1	前文	…	1
(1)	全般	…	1
(2)	まちの歴史、文化や環境	…	2
(3)	過去・現在における自治への取組	…	6
(4)	新たな自治のかたちやまちのあるべき姿	…	9
(5)	その実現に向けての市民の主体性と市政への参加, 市民と市との協働の必要性	…	1 4
(6)	自治基本条例を制定することの意義や決意	…	1 6
1 - 2	総則	…	1 8
(1)	条例の目的	…	1 8
(2)	定義	…	2 0
(3)	位置付け	…	2 2
1 - 3	自治の基本理念	…	2 3
1 - 4	自治の基本原則	…	2 7
(1)	全般	…	2 7
(2)	住民自治	…	2 8
(3)	個人の尊重	…	2 9
(4)	市民協働	…	3 0
(5)	情報共有	…	3 1
(6)	人づくり	…	3 3
(7)	権利・義務	…	3 4
(8)	その他考えられる項目	…	3 5

<凡例>

- … 委員から出された意見
- … 既に本市に存在する制度，又は他自治体で検討された事項（事務局で追加）
- ◎ … 「宇都宮市らしさ」を表現していると考えられるもの
- 斜体 … 既に施行された他の自治体の自治基本条例における一般的な論点・項目を，事務局として追加したもの

※ 「参考：他自治体の自治基本条例の条文」…事務局で追加

1-1 前文

(1) 全般

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

ア 前文の位置付け

- ・ 一般的に、条例の前文には、条例制定の由来、背景・理由、基本的理念や原則、あるべき将来像、制定者の決意などが高らかに宣言されるのが常である。

自治基本条例に引き直せば、条例制定の由来・背景（市特有の歴史観、文化観や自然環境などを含む。）、自治（まちづくり）の方向性・将来像・理想像、基本理念、市・市民の決意などを宣言することになろう。

自治基本条例を自治体の憲法的存在と位置付けている市町村が多く、現在制定されている自治基本条例には例外なく前文が置かれている。

イ 前文の文体

- ・ 「ですます調」が望ましい。前文は数多くの人々に読んで頂くために、平易な文体であった方がよい。
- ・ 本文の文体も「ですます調」が望ましいが、字数が増え、読みにくくなるようであれば「である調」がよい。

(参考)「キーワードをまとめるための考え方」として、アンケートにより委員から出された意見

- ・ 宇都宮の歴史についての講話を聞いて、宇都宮の歴史と文化の象徴として二荒山神社の存在は大きいと感じた。そこで、二荒の「杜」という表現をとりあげたい。

※「杜（もり）」：神の森。鎮守の杜。神社を囲んで木が茂っているところ

「社（やしろ）」：神の降下するところ

- ・ 前文において、前年から今までの議論に出ていたことで、重要な意味を持つ文言のとりこぼしがあった場合は、入れて欲しいと思います。
- ・ 自然環境と伝統文化に恵まれた宇都宮市は、その特長を活かし、すべての市民が連帯し、支えあい共生して、市民一人ひとりが自己実現できる都市である。そして、宇都宮市は公私協働により環境を保全し充実して市民生活の質の向上を求め続けている。
- ・ 「長く市民に親しまれる条例とする」ため、「市民が広く共有できる内容」とし、「自治の理念的・普遍的事項を記載」していくべきではないか。自治基本条例は法律・ルール的一种であり、個別具体的な内容や、時代時代の社会情勢に左右される事項は、市の総合計画等、もっと柔軟性の高いもので規定していった方がよいと思う。
- ・ 全ての項目について、出されている意見を、優先度をつけて整理したら良いのではないかと（最も重要だと考えられるものは何なのか。次は何なのかというように。）。特に「新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」については、効果的だと思う。

(2) まちの歴史、文化や環境

《条例に盛り込みたい事項》

- 宇都宮市の歴史，成長してきた道のり，伝統
- 宇都宮市の自然環境
- 施設，福祉
- 宇都宮市の良さ（社会的，人情的，文化的）
- みんなが誇れるもの，共有できるもの
- 郷土愛

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 二荒の森は市民の心のよりどころ
- 宇都宮市民憲章

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 前文のボリュームを考慮し、「日光連山のふもと，関東平野の中心」「災害が少なく自然環境に恵まれている」等，市全体に係る概括的なことがらに絞った方がよい。
- ・ 二荒山は日光連山から続く山並みの一部であり，本市のルーツであることから，羽黒山や多気山より重要度は高い。しかしながら，宗教性が高く，自治基本条例には適さないとも考えられる。
- ・ 例えば「おっとりとしている」，「人情味が厚い」等，人々の気風に関することがらは，確定的に言い切ることが難しい。
- ・ 本市のルーツは，門前町，城下町として発展してきたことだと言える。
- ・ 鬼怒川を由来とする肥沃な土壌，豊富な水・緑，農環境は本市の特色である。
- ・ 「県都」・「北関東最大の都市」は道州制の導入等の事情変更が予想されることから，条例に規定することは難しい。
- ・ 大谷石に関しては，現時点で本市が有する地下資源であるとして記載するのは難しい。

(参考)「キーワードをまとめるための考え方」として、アンケートにより委員から出された意見

- ・ 「二荒山の杜を中心に文化を育んできた宇都宮」とあるが、上河内地域が宇都宮市になった事によって「羽黒山」を文章に盛り込まないと地域住民の納得が得られないのではないかな。

- ・ A:「緑豊か 豊かな水と緑 恵まれた自然環境 大地の恵み」は、まとめられるのではないかな。

B:「のどかな風土 災害の少ない」は、まとめられるのではないかな。

Bゆえに、おっとりした「気質」が。また、Aにおいて、豊かな自然に感謝する気持ちから、「人情味」・「質素な気風」が。A+Bから「郷土愛」が導き出される。

- ・ 宇都宮市は、日本のほぼ中央に位置し北関東の要である。そして、人口50万人を超える栃木県の県都である。

日光連峰、鬼怒川の自然の恵みの中、二荒の鎮守のもとに、市民連帯と相互扶助により栄え続ける。

- ・ 日光連山→グローバルに知られた日光と隣接したのだから「活用」すべき。
- ・ 二荒山→「二荒の杜を中心に」、城下町→「古くは門前町」…合併した今、狭い考え方ではないかな。
- ・ 「郷土を愛した」…何処の都市にも言える文言ではないかな。
- ・ できるだけ、客観的事実を示すキーワードにした方が良いのではないかな。「人情味あふれる・人情味厚い」という言葉は、本当にそう言えるのか意見が分かれるのでは。
- ・ 「郷土を愛する」という言葉は押し付けにならないように注意する必要があると思う。
- ・ 「質素な気風」のところで、「もったいない」という言葉に触れているが、この「もったいない」という考え方は、社会資源を効果的・効率的に活用していこうという、自治の基本原則とも言えるべき内容ではないかな。前文で触れても良いが、自治の基本原則のところでも検討したらどうか。
- ・ 宇都宮の誇れる文化や自然をどのように守り、発展させるかが大事だと思います。

【条例に盛り込むべき事項】

◎ 条例に盛り込むべきと考えられるキーワードは次のとおり。

ア 日光連山から続く山並みのふもと

イ 鬼怒川を有することに由来する肥沃な土壌，豊富な水・緑，農環境

ウ 災害が少なく，恵まれた自然環境

エ 門前町，城下町

オ 関東平野の中心

- ・ 「二荒山（の杜）」については，宇都宮のルーツであり入れるべきという意見と，宗教性が深く適さないという意見の双方があった。

（参考）ＫＪ法により委員から出されたキーワード

日光連山	・北は日光連山から続く山脈^{やまなみ}，南は平坦な関東平野に続く，四季折々の自然変化豊かで災害の少ない都市うつのみや ・日光連山に連なる山紫水明の都^{みやこ}うつのみや
関東平野	・北は日光連山から続く山脈^{やまなみ}，南は平坦な関東平野に続く，四季折々の自然変化豊かで災害の少ない都市うつのみや ・二荒山，鬼怒川，関東平野（シンボルとして）
二荒山	・二荒^{もり}の杜を中心に文化を育んできた宇都宮 ・二荒山，鬼怒川，関東平野（シンボルとして）
鬼怒川	・二荒山，鬼怒川，関東平野（シンボルとして）
災害が少ない	・宇都宮市は，先人の築いた歴史と伝統に支えられ，緑豊かで災害の少ない自然と人情味の厚いまちです。
水・緑豊か	・宇都宮市は，先人の築いた歴史と伝統に支えられ，緑豊かで災害の少ない自然と人情味の厚いまちです。 ・恵まれた緑と水，豊かな自然環境を守る。 ・恵まれた自然環境や立地条件と先人の築いた輝かしい歴史と伝統のもとで発展してきたまち ・豊かな水と緑に恵まれた自然環境 ・豊かな水と緑，のどかな風土，大地の恵みに支えられている私たち ・みどり豊かな人情味あふれる60万都市の創造
恵まれた立地条件	・恵まれた自然環境や立地条件と先人の築いた輝かしい歴史と伝統のもとで発展してきたまち
のどかな風土	・豊かな水と緑，のどかな風土，大地の恵みに支えられている私たち
大地の恵み	・豊かな水と緑，のどかな風土，大地の恵みに支えられている私たち
城下町	・古くは門前町，城下町として栄えた歴史と文化
郷土を愛した	・先人達の郷土を愛してきた長い歴史を引き継ぐ。 ・郷土を愛する心を育む。
質素な気風	・「もったいない」という言葉に代表される質素な気風のうつのみや

先人の築いた輝かしい 歴史と伝統	・宇都宮市は、先人の築いた歴史と伝統に支えられ、緑豊かで災害の少ない自然と人情味の厚いまちです。 ・恵まれた自然環境や立地条件と先人の築いた輝かしい歴史と伝統のもとで発展してきたまち
誇れる伝統文化	・誇れる伝統文化の存在
人情味の厚い	・宇都宮市は、先人の築いた歴史と伝統に支えられ、緑豊かで災害の少ない自然と人情味の厚いまちです。 ・みどり豊かな人情味あふれる60万都市の創造

(3) 過去、現在における自治への取組

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 吹田市自治基本条例)

吹田市は、人類共通の願いである恒久平和を希求し、市民の健康と福祉の向上を基本として、個人の尊厳と自由が尊重され、安心して住み続けることができるまちの実現に向け、市民とともに市政を進めてきました。

(※ 札幌市自治基本条例)

「わたしたちは、時計台の鐘になる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 戊辰戦争、第2次世界大戦で焼失したところから復興し、繁栄してきたというスピリットに触れるべき。
- ・ 「市民、企業、行政が持てる力を発揮してきた」ことについては、前文の他の項目に記載できないか検討
- ・ 本市では、平和都市宣言、福祉都市宣言、環境基本条例があることから、「平和、福祉、環境に配慮した取組を行ってきたこと」を記載してはどうかという意見に対し、表現が不明確にならないよう注意すべきという意見や、教育等の他の項目も検討せざるを得ないことから、記載すべきでないという意見もあった。
- ・ 「皆で協力して暮らしやすいまちをつくろうとしてきたこと」、「このようにしてつくられてきたまちを次代に引き継いでいく責任があること」については、宇都宮市を特徴づけるものではなく、前文のボリュームを考慮すると、記載する優先度は高くない。

(参考)「キーワードをまとめるための考え方」として、アンケートにより委員から出された意見

- ・ 具体的に昭和20年7月の空襲（戦災）のことが表現されていないが、「戦災で焼け野が原となってから60数年市民の努力によってめざましい復興と輝かしい発展を遂げ中核市へと…」と表現したらどうか。

- ・ 過去においては、「市民・企業・行政がもてる力を発揮した」まちづくりで、時代のニーズにあった取組をして、発展してきた。
- ・ 時代のニーズがさらに変化している現在において、「地方分権社会をむかえるにあたり」、その変化に対応して様々な努力（取組）をしている。
- ・ 明治17年に宇都宮の地に栃木県庁が置かれ、県都となった。以後県内の政治経済の中心として栄えた。その後、自助努力により農工商のバランスのとれた発展のもと、平成8年に中核市となり、現在のような充実した北関東の中心都市になった。
- ・ 住民ニーズの尊重→共感できる。
- ・ 市民・企業・行政のもてる力の発揮→共感できる。
- ・ 宇都宮市には平和都市宣言や福祉都市宣言があり、その内容を自治への取組の一つとして取り込んだ方が良いのではないかと。「恒久的平和」は平和都市宣言の中に含まれている。
- ・ ①私たち市民は、この地に集うことにより、この地ならではの幸せを追求していること、②集うことにより自然と物理的・社会的に「まち」が構成されるが、そのまちを、みんなで協力してより暮らしやすいものにしていこうとしていること、③その暮らしやすいまちを次代に引き継いでいく責任があること、という流れで文章を考えたらどうか。
- ・ 「市民と企業、行政のもてる力の発揮」は、「新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」の項目に移した方が良いのではないかと。また、「市民と市の協働の重要性」の中で触れるという方法もあるのではないかと。
- ・ 「今、新たな地方分権社会を迎えるにあたり」という文言は、「長く市民に親しまれる条例とする」という趣旨からすると、より普遍性の高い文言にした方が良いと思う。
- ・ 市民と企業、行政がもてる力を十分に発展したしたまちづくりといったわかりやすい表現で表すのがいいと思う。

【条例に盛り込むべき事項】

◎ 条例に盛り込むべきと考えられるキーワードは次のとおり。

ア 過去，（戦災等による焼失等の）幾多の困難を乗り越えてきたこと。

イ 平和，福祉，環境等に配慮した取組を行ってきたこと

※ 表現は不明確なものにならないよう注意する。

- ・ 上記イの「平和，福祉，環境等」というキーワードを入れるならば，他の事項も検討すべきであり（例えば教育等），これらは記載すべきではないという意見があった。

（参考）ＫＪ法により委員から出されたキーワード

地方分権社会	・ 今，新たな 地方分権社会 を迎えるに当たり，自立・自治の精神を発揮し，活気に満ちた宇都宮らしさにあふれた地域社会をつくっていくことが求められています。
自立・自治の精神	・ 今，新たな地方分権社会を迎えるに当たり， 自立・自治の精神 を発揮し，活気に満ちた宇都宮らしさにあふれた地域社会をつくっていくことが求められています。
心の安らぎ・潤い	・ 心の安らぎと潤い のある恵まれた環境の中で市民生活が送れることを誇りとし，さらに発展させるとともに，この環境を守っていきます。
恒久的平和	・ 私達は，恒久的平和と持続可能な社会を希求し，地域の課題解決に市と市民が「協働」で自治のまち宇都宮を実現していきます。
住民ニーズの尊重	・ 住民ニーズを尊重 した自治活動の展開
交流・復興	・ 交流と復興 の過去から調和と協力の未来へ
調和・協力	・ 交流と復興の過去から 調和と協力 の未来へ
次代の子どもたちに誇りをもって引き継ぐ責任	・ 次代の子どもたちに誇りをもって引き継いでいく責任 がある。
市民・企業・行政のもてる力の発揮	・ 市民と企業，行政がもてる力を十分に発揮 したまちづくり
市民憲章の尊重	・ 市民憲章の尊重

(4) 新たな自治のかたちやまちのあるべき姿

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 中核市として開かれた都市を目指す。
- 都市規模等について謳いこんだらどうか。
- 少子、高齢の社会を生きる。
- 地方分権により財源不足もあり市民とともに汗をかく条例
- 少子高齢化の進む厳しい世の中であるが、こうすれば必ずできるという明るい展望を謳って欲しい。
- 宇都宮市民憲章
- 宇都宮市平和都市宣言
- 福祉都市宣言

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 吹田市自治基本条例)

本市は、長らく国の指導のもとに画一的行政運営を行ってきましたが、既にこれまでの行政運営の限界が明らかとなってきました。本来、四日市のことは私たち自らが責任を持って決定するものでなければなりません。そこでは、本市が、本市の地域特性を踏まえた、行政運営を行うにあたっての拠りどころとなる条例を新たに定めることが必要となってきました。

また、本市が今後も三重県下最大の人口を有する中核都市として発展を続けていくためには、新しい無駄のない行政運営を行うこととともに、市民憲章の精神を活かして市民にとって暮らしやすいまちづくり、住み続けたいまちづくりを行っていくことが求められます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

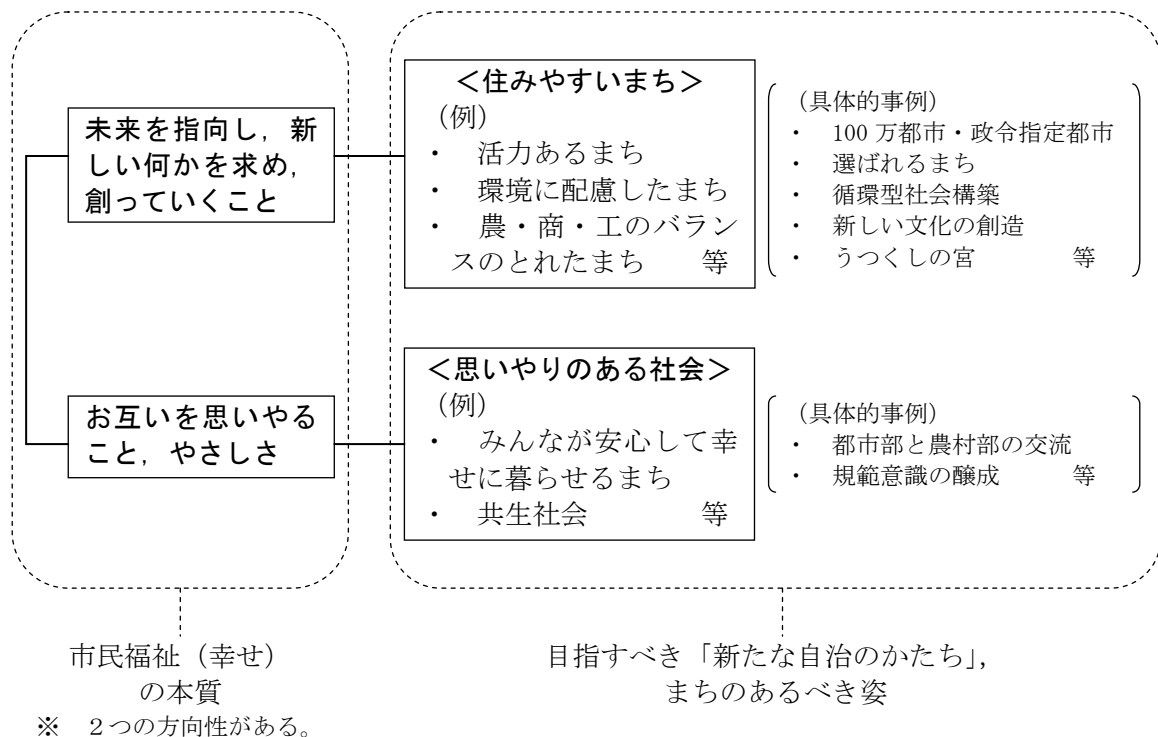
(全般的なことがら)

- ・ 「新たな自治のかたち」や「まちのあるべき姿」を整理するにあたり、まず市民福祉（幸せ）の本質的なところを、以下の2つに大きく整理する。
 - ① 未来を指向し、新しい何かを求め、創っていくこと
 - ② お互いを思いやること、やさしさ
- ・ 上記の2つに対応するかたちで、本市が目指す「新たな自治のかたち」、「まちのあるべき姿」を「住みやすいまち」、「思いやりのある社会」という2つの方向性に整理する。

(以上を図示すると次頁のとおり)
- ・ この「住みやすいまち」、「思いやりのある社会」を、例示するキーワード(例えば「活力あるまち」、「みんなが安心して暮らせるまち」等)も含めて、

前文に定めていく方向で検討する。

- ・ その際、この「住みやすいまち」、「思いやりのある社会」という「新たな自治のかたち」、「まちのあるべき姿」のみを記載していく方法だけではなく、「未来を指向し、新しい何かを求め、創っていくこと」、「お互いを思いやること、やさしさ」という市民福祉の本質的なところにも触れながらこれらを記載していく方法も検討する。
- ・ 個人的な意見を越えたレベルで、政策的な、具体的な事項を「新たな自治のかたち」、「まちのあるべき姿」として定めていくことは困難。具体的な事項については、市民の中に反対意見が出てくる。少なくとも自治体の憲法を指向するのであれば、それなりの期間に耐える普遍的な言葉を拾っていく必要がある。



(個別的なことから)

- ・ 「思いやりのある社会」という言葉に関連して、「競争原理」も人間社会が向上していくためには大切であるとの意見が出された。これに対し、「思いやりを忘れて競争を追及する社会は良くない。」「新しい何かを求めていくことの中に含まれると考えられる。」「住みよいまちに至る途中経過、手段の一つとして整理すべき。」との意見が出された。
- ・ 共生社会という言葉には、障がい者も健常者も皆同じ社会の中で生きていける、ノーマライゼーションの意味が込められている。
- ・ 「政令指定都市」、「100万都市」のような今後の事情変更によっては改

定せざるを得なくなるような文言を避け、普遍性の高いものとしていくべき。

- ・ 「餃子」、「ジャズ」は歴史的に最近のことであり、今後どうなっていくかもわからないため、条例に記載するのは困難
- ・ 前に向かっていこう、前進していこうという気持ちが未来志向という言葉に含まれる。
- ・ 宇都宮市のこれまでの欠点・短所を反省し、改善していくという書き方については、本市には市民の多くが苦しんだような大きな出来事がないと考えられることから、採用しない。

(参考)「キーワードをまとめるための考え方」として、アンケートにより委員から出された意見

- ・ 宇都宮市の将来人口について概ね60万人、100万人と記されているが、将来(いつ頃)何万人にする事が望ましいか具体的につめた上で表現しないといけないのではないか。
- ・ 「60万都市、100万都市、政令指定都市、北関東の雄都(要衝)、道州制、交流」などは、言葉は異なるが、同じ方向を示していると考えられるのではないかな。
- ・ みんなの「安心と幸せ、一人ひとりの自己実現、未来を切り開くところ、規範意識、やさしさ」などをもって、「新しい文化の創造」につながっていく。
- ・ 「未来へつなぐ」ために「環境優先主義」や「調和の取れた産業の発展」を。
- ・ 国の政策と調和を保ちながら、地域の特性を考慮して伝統文化を向上させ、市民連帯により共生社会を具現化するため、自己選択・自己決定により、宇都宮市の独自性を発展させていくのが、新たな自治の姿である。
- ・ 北関東の雄都→よく耳にする言葉だが、ならば「指定都市」、「100万都市」を指向すべきではないか。
- ・ 道州制→この文言を入れなくても、未来志向で「更に合併」を進めるべき。
- ・ 権利と義務と奉仕→共感できる。
- ・ 宇都宮市民が広く共有できる内容とすべき。「60万・100万都市の構築」や「政令指定都市の指向」は市民の間でも意見が分かれるのではないかな。
- ・ 自治の理念的・普遍的事項を記載すべき。道州制や合併、環境優先主義等は、その時代の社会情勢に影響を受けやすい。これらは、柔軟性の高い総合計画に記載すべき。
- ・ 究極的には、「未来」・「新しい文化」に象徴される、「生きるために役立つ新しい何かを手に入れていくこと」と、「やさしさ」・「共生社会」に象徴される、「まわりの人々を幸せにすることで自らも幸せを感じる」との2つにまとめられるのではないかな。100万都市・政令指定都市や循環型社会構築は「生きるために役立つ何か」と言えるだろうし、「自己実現」とは、「まわりの人々に役立つ何かを与えることで自らも幸せになること」と言えるのではないかな。
- ・ 市民みんなが安心して幸せに暮らせるまちという表現で書く方が分かりやすくいいと思う。

【条例に盛り込むべき事項】

以下の2とおりの書き方を検討していく。

(案1) 目指すべき「新たな自治のかたち」, 「まちのあるべき姿」のみを記載する書き方

- ◎ 環境にも配慮しつつ, 農・商・工のバランスをとりながら活力をもって発展していくことができるなどの, より住みやすいまちを構築しようとしていること。
- ◎ 多種多様な人々がお互いを尊重しながら共生できていけるなどの, より思いやりのある社会を構築しようとしていること。

(案2) 市民福祉の本質的なところにも触れる書き方

- ◎ 未来を指向し, 新しい何かを求め, 創っていこうとするなかで, より住みやすいまちを構築していこうとしていること。
- ◎ やさしさをもち, お互いを思いやっていこうとするなかで, より思いやりのある社会を構築していこうとしていること。

(参考) KJ法により委員から出されたキーワード

60万都市・100万都市の構築	・みどり豊かな人情味あふれる 60万都市の創造 ・都市規模は, 100万都市 を指向する。
政令指定都市	・北関東の雄都として, 政令指定都市 を指向する。
北関東の雄都, 要衝	・ 北関東の雄都 として, 政令指定都市を指向する。 ・ 北関東の要衝 としての役割を担うまち宇都宮
道州制	・近未来の 道州制 を考慮し, 周辺市町との合併を模索する。
美しく活力あるまち	・街並みの 美しい , 活力 に満ちた町づくり ・ 活力ある都市
安心と幸せ	・市民みんなが 安心して幸せ に暮らせるまち
選ばれるまち	・みんなに 選ばれるまち
規範意識の高揚	・ 規範意識の高揚
権利と義務と奉仕	・ 権利と義務と奉仕 の精神を重んじた自治活動の展開
都市部と農村部の交流	・ 都市部と農村部の交流 を図り, 地産地消活動を活発にする。
環境優先主義	・ 環境優先主義 (循環型社会システムの構築, 緑化推進, ロハスな生活の促進)
循環型社会構築	・ 環境優先主義 (循環型社会システムの構築, 緑化推進, ロハスな生活の促進)
バランスの取れた産業振興発展	・農業, 商業, 工業等の 調和のとれた 県都宇都宮市の 発展 をめざす。 ・農業, 商業, 工業の バランスのとれた産業
一人ひとりの自己実現	・ 一人ひとりの自己実現 と成熟が「 うつくしの宮 」を形成する。
うつくしの宮	・一人ひとりの自己実現と成熟が「 うつくしの宮 」を形成する。

共生社会の実現	・ 共生社会 （ノーマライゼーション）の具現化（高齢者，障がい者，児童などが自己実現できるインフラの整備と社会的理解の促進）
やさしさ	・ 一人はまちのために，まちは一人のために やさしさ をそそぐ。
新しい文化の創造	・ つなぐ（人與人，心と心，技と技），つむぐ（ 新しい文化の創造 ），つたえるために（守り・伝承）
未来	・ 市民自ら 未来 を切り拓き，まちを，生き方をデザインする。 ・ 誰もが，一人の人間として 未来 永劫のゆるぎない幸せを求めていく。

(5) その実現に向けての市民の主体性と市政への参加，市民と市の協働の重要性

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 吹田市自治基本条例)

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、先人の英知とたゆまぬ努力により発展してきたこのまちを、だれもが安心していつまでも住み続けたいとなるまちとして次世代に引き継いでいくために、今まで以上に市民及び市は、それぞれの役割と責任の下に、お互いに協力して市民自治を行うことが求められています。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 次に掲げる内容を含むかたちで、「自治の理念（向かうべきまちのかたち）の実現に向けての市民の主体性と，市政への参加，市民と市の協働の重要性」が表現できればよい。
 - ア 協働の意義…多様な価値を持つ人々（企業や行政を含む。）がお互いの特性・能力を活かしながら連携・協力することで新たな価値が創造されること。
 - イ 市民が自治の主体であり，主権者であって，責任を持って主体的に自治を担うべきこと。
 - ウ 「自治」には，適切な役割分担のもと，「市民のみによって行われる部分」，「市民と市によって行われる部分」，「行政のみによって行われる部分」の3つがあり，「行政のみによって行われる部分」は市民が信託をしていること。

上記のうち，ウと比較してア・イの方が条例に記載すべき重要度は高い。

- ・ 本市においては，「市民協働」という言葉が定着しつつあるが，「市民のみによる協働」と解されないよう，「私公（公私）協働」や「協働」等の言葉の使用を検討する。

(参考)「キーワードをまとめるための考え方」として，アンケートにより委員から出された意見

- ・ 現在市民憲章を掲げているが，憲章に掲げている言葉（文章）の意味をもう一度見つめなおし理解の統一を図り，これを無駄にすることなく整合性をもった文章に仕上げるべきではないか。
- ・ 市民の安心や幸せなどを目指すには，「市民自らが主体的に自治（まちづくり）を担う（参画する）」ことが重要であるという考え方を。

- ・ みんなが幸せになるには、「多様な価値観を認め合って」、まちづくりを進める必要があり、そのためにも「自己責任と市民参加，そして協働」することが重要である。
- ・ すべての市民が，市民主権を自覚していくことが肝要である。つまり，市政とは「市民の市民による市民のための行政」でなければならない。そのためには，市行政と市民の公私協働が不可欠である。
- ・ 市民自治→市民自治の理念を実現していく→共感できる。
- ・ 協働の重要性を規定するためには，自治活動が，「市民のみにより担われる部分」と「行政のみにより担われる部分」，「市民と行政の協働により担われる部分」があることを前文に記載した方が良い。また，「行政のみにより担われる部分」は，市民が「信託」したものであることを記載した方が良い。
- ・ 協働が，「多様な市民と行政がお互い特性や能力を発揮しあいながら連携・協力することで，新たな価値を創造することができる」からこそ必要なのだということに触れる必要があるのではないか。つまり，「協働の意義」に触れる必要があると思われる。
- ・ これから市民と市が，お互いに協力して市民自治を行う。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 自治の理念（向かうべきまちのかたち）の実現に向けての市民の主体性と，市政への参加，市民と市の協働の重要性

（参考）K J 法により委員から出されたキーワード

市民自治	・ 市民自治の理念を実現していく。 ・ 市民主体 ・ 権限の移譲に伴う責任所在の明確化，自治意識の高揚
市民参加	・ 市民自らがまちづくりに参加 ・ 全員参加型社会の実現（選挙の投票率の向上，市民の意思表示機会の確保と尊重） ・ 市民参加のプロセス
協働	・ 地方自治体の自立のための市民協働の推進 ・ 市民協働型公共整備
地域主権	・ 地域主権
自己責任	・ 自己責任の保持
多様な価値観を認め合う	・ 多様な価値観と違いを認め互いに融合し，前進する。

(6) 自治基本条例を制定することの意義や決意

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 四日市市市民自治基本条例（理念条例））

従って、これからの時代にふさわしい、四日市市市民自治基本条例（理念条例）の制定により、市民主権の市政の実現を宣言し、その実現に向けた行政運営のあり方及び市民、市の執行機関及び市議会の役割や協働のあり方を明らかにすることで、市民誰もが様々な形で市政に参加し、市の執行機関や市議会とともにより良い四日市の「まちづくり」を担っていけるような仕組みを作り上げることで、豊かで人権が尊重される地域社会の実現を目指していくものです。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 自治を担う者の権利と責務の他、これらの協調について規定しないと、自治の意識は高まらない。
- ・ 「市民自治を確立する」という言葉はイメージが強すぎることから、より実態を正確に表現した「市民主体のまちづくりを推進する」、又は「市民主権を確立する」という言葉が良い。
- ・ なぜこの時期に、自治基本条例を制定したのかについては、「自治基本条例の内容自体は既に過去から取り組まれてきたことであるが、そのあたりまえのことをあたりまえに引き継いでいくために制定する」ことが一つの理由となると考えられる。

(参考)「キーワードをまとめるための考え方」として、アンケートにより委員から出された意見

- ・ 「なぜ」ここにこの様な基本条例を制定したか、そして「なぜ」この様な条例を制定しなければならなかったのかの経過・経緯を明確に文章化すべきではないか。
- ・ 誰もが幸せになるための協働のまちづくりを推進するために基本的な理念を定め、市民全員で共有する必要がある。(意義)それが自治基本条例制定の意義であり、私たちはその理念を共有する。(決意)
- ・ 未来に向けて、市民主体のまちづくり（自治）を「つなぎ（人とひと、心とこころ、技とわざ） つむぎ（協働し創造する） つたえる（守る・伝承）」ための条例（目的？）
- ・ 国に憲法があるように、地方公共団体にも理念がなければならない。すべての市民が目標とする共通の理念を定めることは、市民連帯、公私協働の精神的な支えになる。
- ・ 基本理念を明らかに→共感できる。

- ・ 目的規定や自治の基本理念とも内容が関連するが、「市民自治を確立」することによって、「市民の福祉，幸福を実現していく」ことを明確に謳った方が良いのではないか。
- ・ 「自治の理念を明らかにし，市民等，自治を担う者の権利と責務，自治の基本的な仕組みを定め，市民自治を確立して市民の福祉を向上させていくために，この条例を制定する」ことを規定するのではないか。
- ・ 宇都宮市として誇りが持てるような内容を記載したいです。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 自治の理念を明らかにし，市民等，自治を担う者の協調のあり方，権利と責務，自治の基本的な仕組みを定め，市民主体のまちづくり・市民主権を確立して，公共的な市民の福祉を向上させていくために，この条例を制定すること。

(参考) K J 法により委員から出されたキーワード

基本理念を明らかに	・ そのために，自治の 基本理念を明らかにし ，ここに，宇都宮市まちづくり基本条例を制定します。
市民の義務と権利を明らかに	・ 宇都宮 市民の義務と権利を明確に 宣言する。

1－2 総則

(1) 条例の目的

《条例に盛り込みたい事項》

- 自治の理念の明確化
- 地方自治の確立
- 住民自治の構築
- 市を構築するすべての人、団体、企業、行政のルール

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 合意形成のルール
- 市政の方針、指針をつくる。
- まちづくりにおける地域全体としての意思決定を明確にする。
- みんなが尊重すべき約束事
- 条例の内容を規範性のあるものとすべき。

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(目的)

第一条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 本来目的規定は、その条例に何が定められ、何を目指しているのかを一目で理解させるためのものである。
- ・ 前文を置くと目的規定との重複感を持たれることがあるが、条例の内容やねらい（目的）を簡潔にわかりやすく記述することが読み手の理解のためにベターである。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ この条例は、本市の自治の理念を明らかにし、市民等、自治を担う者の協調のあり方、権利と責務、自治の基本的な仕組みを定め、市民主体のまちづくり・市民主権を確立して、公共的な市民の福祉を向上を図ることを目的とすること。

※ 「１－１前文(6)自治基本条例を制定することの意義や決意」との調整を図っていく。

(2) 定義（自治の定義）

《条例に盛り込みたい事項》

- 自治
- 市民等（未成年者，外国人，高齢者）
- 地域活動団体（自治会，地域まちづくり組織）
- 企業（事業者）
- 協働（参加・参画）

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 地方自治，地域自治，地区自治，コミュニティ自治のそれぞれの範囲を明示できるか。
- 総務省「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」報告書

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 文京区「文の京」自治基本条例）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。
- 二 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。
- 三 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
- 四 地域活動団体、地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。
- 五 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。
- 六 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。
- 七 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。
- 八 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 行政だけではなく、市民（地域活動団体、非営利活動団体、事業者等を含む。）と一緒にまちづくりを考えるという「新しい公共の姿」を表現する必要があるのではないか。
- ・ 自治とは、公共的な市民の福祉の向上を目指すための活動ではないか。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 自治とは、公共的な市民の福祉を増進させるための、公共的活動をいうこと。
- ・ 自治には、市民等のみにより担われる部分、市民等と市の協力により担われる部分、市のみにより担われる部分（行政活動）があること。
- ・

(3) 位置付け

《条例に盛り込みたい事項》

- 自治基本条例の趣旨の尊重
- 最高規範性（全ての条例の上位に位置するもの）
- 自治基本条例の不断の見直し

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 文京区「文の京」自治基本条例）

（区における条例の尊重義務）

第四十三条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 「市は、自治基本条例の趣旨・理念を実現するために、必要な条例を定め、必要な施策を実行するようにしなければならない。」「施策を実行する際には、自治基本条例の趣旨を遵守しなければならない。」等と記載した方が良いという意見があったが、『『市政運営の仕組み』の中で記載した方が良いのではないか。』という意見もあった。
- ・ なぜ自治基本条例が「条例」でなければならないのかについては、今後、整理しておくべきである。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならないこと。

※ 「市は、自治基本条例の趣旨・理念を実現するために、必要な条例を定め、必要な施策を実行するようにしなければならない。」「施策を実行する際には、自治基本条例の趣旨を遵守しなければならない。」ことについては、「市政運営の仕組み」の中に規定することを検討

1－3 自治の基本理念

《条例に盛り込みたい事項》

- 優しさ
- 人と人との絆
- 自己実現
- 市民満足度の向上
- 地方分権の推進，自立した自治の確立
- 健康で，こころのふれあう，明るいまちづくり
- 「住みたい・住んで良かった“いやし”を求められる宇都宮市」・文化都市
- 地域の対外的競争力の確保
- 子どもの健全な成長
- 福祉のまちづくり
- 子ども，高齢者，障がい者を尊重するまちづくり
- 安全・安心なまちづくり（住環，防犯，防災）
- なんでも言えるまちづくり
- 環境保全，共生
- 産業調和，地域間調和
- 就学，労働，老後など年代毎に市内ですべてのニーズに応えられるまちづくり
- 安心して子育てできる環境，育児教育
- 食育の必要性
- 医療，介護
- 地域で年齢を認め，それを生かせる地域活動のまち
- お年寄りが活躍できるまちづくり
- 戦争，テロ，犯罪防止
- 対話場所，学校（教室）の開放
- みどりの保全
- 人口100万都市
- 中心部のエンターテインメントの充実
- プロスポーツチームの誘致
- ベンチャー企業の育成
- 生涯学習機会の充実

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 自治の理念を明確化
- 市の目指すべき姿，都市像の提示
- めざすまちづくりの方向性を定める。
- 未来志向，未来へのビジョン
- しっかりとしたビジョンの提示，それに歩み寄る市民の模範的な姿勢
- 宇都宮らしさを出す。
- 宇都宮の強みを打ち出す。
- 市民憲章との整合性
- 理想への筋道（プロセス）
- 向こう三軒両隣の精神を培う，語り合う。
- 明るい展望
- 公共意識を共有
- 地方自治体は他自治体との「人の集積力競争」で勝てるビジョンを持っているか。
- 少子高齢化問題にどう取り組むのか，具体策
- 宇都宮市民憲章
- 宇都宮市平和都市宣言
- 福祉都市宣言
- 総合計画基本構想
- 各種行政計画

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 杉並区自治基本条例)

第三条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創（つく）っていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(協働・協治)

第三条 各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。

(※ 川崎市自治基本条例)

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ この条例における基本理念と基本原則の区別は、基本理念には市民自治（まちづくり）についての基本的考え方を示し、基本原則にはその具体的な基本となるべき手段や進め方を示すという整理をすればよいのではないか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ◎ 「市民主体のまちづくりを進める」又は「市民主権を確立する」ことによって「1－1前文(4)新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」（より住みやすいまち、より思いやりのある社会）の実現を目指し、公共的な市民の福祉を向上させていくことを記載する。

＜新たな自治のかたちやまちのあるべき姿＞

（案1）目指すべき「新たな自治のかたち」、「まちのあるべき姿」のみを記載する書き方

- ・ 環境にも配慮しつつ、農・商・工のバランスをとりながら活力をもって発展していくことができるなどの、より住みやすいまちを構築しようとしていること。
- ・ 多種多様な人々がお互いを尊重しながら共生できていけるなどの、より思いやりのある社会を構築しようとしていること。

（案2）市民福祉の本質的なところにも触れる書き方

- ・ 未来を指向し、新しい何かを求め、創っていこうとするなかで、より住みやすいまちを構築していこうとしていること。
- ・ やさしさをもち、お互いを思いやっていこうとするなかで、より思いやり

のある社会を構築していこうとしていること。

1－4 自治の基本原則

(1) 全般

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ この条例における基本理念と基本原則の区別は，基本理念には市民自治（まちづくり）についての基本的考え方を示し，基本原則にはその具体的な基本となるべき手段や進め方を示すという整理をすればよいのではないか。

(2) 協働・参画

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民協働

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 市民協働推進指針
- 市民協働推進計画

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 協働に関しては、既に市民協働推進指針、市民協働推進計画が策定され、基本的な考え方や今後どのようなことに取り組むかが記載されていることから、これらを踏まえる必要がある。
- ・ 障害者基本法の考え方である「完全参加・参画」という言葉を使用することについては、男性・女性、高齢者・未成年者等、いろいろな属性を持った市民がいる中、障がい者に関する部分だけが強調されて受け取られる可能性があることから、一般的な言葉である「協調・参画」を使用する。
- ・ 「協働」という概念については、一人ひとり違うイメージを持ちやすいことから、条文の中でしっかりと定義する必要がある。

【条例に盛り込むべき事項】

- ◎ すべてのまちづくりの主体（市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市）が共通の目標を実現するために、対等の立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して、効果的に自治に取り組むこと。（市民協働推進指針より）

(3) 情報共有

《条例に盛り込みたい事項》

- 情報共有

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 宇都宮市情報公開条例
- 宇都宮市個人情報保護条例

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(情報共有)

第五条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 個人情報の保護に配慮しつつ、市民と市の間、市民間において、公共的活動（まちづくり）に関する情報の共有を図ること。

(4) 個人の尊重

《条例に盛り込みたい事項》

- 基本的人権の尊重
- 男女の個性尊重
- プライバシーの尊重
- 権利保障
- 人権の尊重を重んじる教育
- 発言の自由

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 太田市まちづくり基本条例)

第4条 わたしたちの自治は、市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

(1)～(4) 略

(5) 市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。

(6) 略

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民等の権利が尊重され、その個性及び能力が公共的活動（まちづくり）に生かされるよう努めること。

(5) 自己決定・自己責任

《条例に盛り込みたい事項》

- 住民自治の確立
- 自治意識の確立

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 市民自治を最上位に置くことによって、自治基本条例の価値が決まる。
- 人々の意識を前向きに
- 団体自治は、その（団体の）レベルによって、シビル・ミニマムの範囲は異なる。
- 一人一人が大切にされ、一人一人の違いが尊重され、活かされるシステム
- 我々一人ひとりが自分のことは、地域のことは自分で何とかしようと思うことが大切
- 自分達のまちは自分達で作る意識を持って。
- 自分の住む地域に市民が自己責任を持つ。
- 市民の参加しやすい市政づくり
- ソフト面の指導者の養成も行う必要がある。
- 自立した市民をどう育成するか、教育についての考え方を明示する。
- 教育が一人ひとりの幸せに結びつくことを、教育の基本理念として掲げる。
- 法律によって認められたものより、暮らしの中からの権利を吸い上げる。
- 地域環境と、個人、家庭、地域、企業、行政

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 大平町自治基本条例)

第3条 わたくしたち町民は、基本的人権が尊重される社会の実現のために、自らが考え、決定し、行動することをまちづくりの第一義の原則とする。

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(自己決定、自己責任)

第七条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。

(※ 芳賀町まちづくり基本条例)

(基本原則)

第3条 町民、議会及び町（以下「わたしたち」という。）は、町民主体のまちづくりを実施するため、自律した町民として、互いを尊重し、平等であることを認め、自主性と責任をもって住民自治を進めます。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 自治を担う各主体は，自ら考え，決定し，自らの発言，行動に責任を持つこと。

(6) 人づくり

《条例に盛り込みたい事項》

- 自立した市民の育成
- 市民力の向上
- 住民の学習
- 人づくりビジョンの徹底
- 健全な人づくり
- 家庭内の教育の推進
- 自治を大切にする学校教育

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 人づくりビジョン（宮っ子未来ビジョン）

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 「人づくり」について規定している自治体は少なく，宇都宮市の自治基本条例の特徴として押し出していても良いのではないかな。

【条例に盛り込むべき事項】

- ◎ 他者を理解し共により良く生きるため，自己決定・自己責任のもと，主体的に地域の課題を解決し，自治を担うことができる人物を育成していくこと。
（人づくりビジョンの解説より）

(7) 社会資源の利活用

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 「もったいない」という言葉は、一般的に抑制のイメージが強い。利用されていないことが「もったいない」等と、活用を促す意味で使用することもあるが、両面性のある言葉であり、定義をせずに使用することは難しい。
- ・ 「もったいない」という言葉は一般的に環境問題に使用されており、広く資源の利活用を表現するのにふさわしい言葉ではない。言葉の解釈が受け取る市民の中で異なるような言葉は使用すべきでない。
- ・ 「もったいない」という言葉をシンボリックに使用した場合、後年、色褪せた印象となることが予想される。
- ・ 「もったいない」という言葉は、条例の他の文言とそぐわない可能性があり、使わない方が良い。「ものや自然を大切にする心、環境を大切にする気持ち」等と表現した方が良い。
- ・ 行政の無駄を省くのであれば、単に「省く」と表現すれば良い。
- ・ 社会資本を新しく作ろうとするときには思い切った投資が必要であり、その趣旨が入った表現の方が良い。

【条例に盛り込むべき事項】

- ◎ 各主体は、自治の推進に当たっては、それぞれが有効に社会資源を利活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努めていくこと。

(8) その他考えられる項目

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 宇都宮市が何かの「さきがけ」となってやっていくような事項を今後も検討できるようにしていくため、次の項目は、候補として今後も議論の余地を残しておく。
 - ① 地球規模で環境を考えた上で、地域において自治を行っていくこと。
 - ② 地産地消，自給率アップ